入 札 説 明 書

この入札説明書は、福島県議会タブレット端末賃貸借について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件賃貸借契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

２　入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、取得する物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下により一般競争入札参加資格確認に係る各種書類を提出し、資格の確認を受けること。なお、書類作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

なお、提出期限までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

（１）提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ　法人登記簿謄本（写し可。提出日より３ヵ月以内のものに限る。）

ウ　印鑑証明書（写し可）

エ　身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）

オ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式８）

※　長３封筒を同封すること。封筒に110円切手を貼付し、一般競争入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入すること。

（２）提出期限

令和８年１２月９日（水）午後５時００分必着

（３）提出場所

郵便番号 ９６０－８６７０ 福島県福島市杉妻町２番１６号

福島県議会事務局総務課（県庁本庁舎３階）

電話 ０２４－５２１－７６０６

電子メール gikai.soumu@pref.fukushima.lg.jp

（４）提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、令和８年１２月９日（水）午後５時００分必着とする。なお、持参による場合は、土曜日、日曜日及び１１月２３日を除く、午前９時００分から午後５時００分までとする。

（５）提出部数

各１部

（６）資格確認の審査結果

一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）により、令和８年１２月１１日（金）までに通知する。

５　入札説明会

入札説明会は開催しない。

６　契約条項等を示す場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

４（３）に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等は、福島県議会事務局ホームページからダウンロードすることができる。

（２）入札説明書の交付期間

公告のあった日から令和８年１２月９日（水）まで（土曜日、日曜日及び１１月２３日を除く）の午前９時００分から午後５時００分までする。

７ 質問に関する事項

仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

（１）入札仕様書等に関する質問書（様式６。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。

（２）質問書の提出は、原則として４（３）に示す場所へ、郵送又は電子メールにより送付することとし、送付の後に電話で確認を取ること。

（３）質問書に対する回答は、福島県議会事務局ホームページに掲載する。なお、質問者名は公開しない。

（４）質問書の受付期間は、公告のあった日から令和８年１２月２日（水）午後５時００分必着とし、令和８年１２月７日（月）までに回答する。

８ 入札保証金

（１）入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

（２）入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

（３）入札保証金の納付又は有価証券の提出は、開札までに行うこととし、事前に４（３）に掲げる県の課の指示を受けるものとする。
（４）財務規則第２４９条第１項（別記１）各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、４（２）に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式３）により４（３）に掲げる場所まで申請するものとする。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、令和８年１２月９日（水）午後５時００分までに申請するものとし、事前に４（３）に掲げる県の課の指示を受けるものとする。
（５）入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第２５１条及び第２５３条に定めるところによる。

９ 入札及び開札

（１）本件入札は、一般競争入札により行う。
（２）入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
（３）入札及び開札の日時、場所
日時：令和８年１２月１７日（木）午前１０時００分から
場所：福島県庁本庁舎３階　議員会議室３
（４）入札書は、入札書（様式４）により作成、記載すること。
（５）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名の記載のほかに、当該代理人の職及び氏名の記載並びに代理人の押印をすること。なお、代理人は委任状（様式５）を持参すること。
（６）入札書の提出方法
ア　入札書を提出する場合は、９（３）に掲げる日時及び場所へ提出するものとし、入札書を封筒に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。
（ア）氏名（法人にあっては、商号又は名称。）
（イ）令和８年１２月１７日開札「福島県議会タブレット端末賃貸借」入札書在中
イ　郵便による入札は不可とする。
（７）入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
（８）入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
ア　契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（９）一度提出された入札書については、書き換え、引き換え又は撤回を認めない。

(10) 開札は、入札終了後直ちに９（３）に掲げる場所にて行う。

(11) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書又はその写し

イ　委任状･･･代理人出席の場合

ウ　入札保証金を納付した領収書･･･入札保証金を納付した場合

エ　入札保証金納付免除通知書又はその写し･･･入札保証金の免除を受けた場合

(12) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

(13) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札については棄権したものと見なす。

(14) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合は、さらに入札に付すことができるものとする。

(15) 入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(16) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

（１）入札参加資格のない者がした入札

（２）所定の入札保証金を納付しない者がした入札

（３）委任状を持参しない代理人がした入札

（４）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

（５）鉛筆書きによる入札

（６）金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札

（７）記名、押印を欠く入札

（８）日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札

（９）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
(10) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(11) 明らかに不正によると認められる入札
(12) その他この入札説明書において示す条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

11 落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
（２）落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
（３）（２）の同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
（４）入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約とすることができる。

12 契約保証金

（１）落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
（２）契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、財務規則第２２８条第２項各号に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
（３）財務規則第２２９第１項各号（別記２）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
（４）契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
（５）契約保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第２３１条及び２３３条に定めるところによる。

13 契約書の作成

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
（２）契約書等の作成は以下によるものとする。
ア　落札者は、契約書を作成する場合において県が送付する契約書（案）に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から県が指定した期日までに契約の取り交わしを行うこと。
イ　契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２３４条第５項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
ウ　落札者が、アに定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
（３）契約条項は、契約書（案）及び財務規則による。

14 留意事項

（1）入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県から説明及び協議を求められた場合は、それに応じなければならない。説明及び協議の義務を履行しない者のした入札は、落札決定の対象としない。

（2）一般競争入札参加資格確認申請等の作成及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。

（3）一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式９）を提出すること。

（4）この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を第三者に漏らしてはならず、また本件の入札手続き以外の目的に供してはならない。

（5）入札から落札者の決定までに入札者が３に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。

（参考資料）

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) その他別に定めるとき。

２ （略）

別記２

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) １件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) １件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) １件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の５）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(12) １件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
(14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
(15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
(16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
(17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
(18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。